

令和3年度第5回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和3年8月6日（金）
午前9時30分～午前10時56分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎
委 員 1番 熊南 昭浩 2番 山崎 修
3番 西田 清範 4番 田中 輝男
5番 森 悦雄 7番 古田 茂
8番 大場 忠勝 9番 大橋 芳信
10番 大浦 清貴 11番 山崎 巖
12番 福山 英則 13番 仲田 茂男
14番 下村 帝 15番 北森 正誠
16番 渡辺 正志 17番 金田 修一
18番 長谷 幹夫 19番 金木 洋子
21番 五十嵐英夫 22番 中井 義則
4. 欠席委員 なし
5. 議 題 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第23号 事業計画の変更申請について
議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について
報告事項第20号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第21号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第23号 農地法第4条第1項の規定による受理の取消しについて
報告事項第24号 特定農地貸付け承認の取消しについて
報告事項第25号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和3年度第5回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項6件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。14番下村委員、15番北森委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、3ページの7番から4ページ9番までは、●●委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は9件で、申請面積は28,283.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

2番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

3番と4番は譲受人が同一で新規農家であります。

ともに相手方の要望により、所有権を移転するものです。

5番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

6番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

7番から9番は譲受人が同一であります。

7番と8番は、労働力不足による所有権移転、9番は相手方の要望による所有権移転です。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、7番から9番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思いません。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、7番から9番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、7番から9番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、7番から9番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会長 それでは、7番から9番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思いません。

特にご意見、ご質問等がないようですので、7番から9番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、7番から9番について、申請どおり「許可」することといたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会長 改めまして、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請に

については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、議案第22号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第22号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回4条申請が6件、面積は1,975㎡、5条申請が18件、面積は22,673㎡です。

それでは、議案書6ページをご覧ください。

まず、最初に4条の申請内容についてご説明いたします。

「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、蜷川地区において、駐車場を整備する計画で施工済みであります。申請人は寺の住職であり、寺の駐車場が不足しており、訪問者が近隣の公民館や空き地に駐車していることから専用の駐車場を拡張するため調査したところ既存の駐車場が無断転用の状態であることが判明したため、これを是正するものです。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。4筆のうち3筆は、申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。また、残り1筆については、宅地、国道に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団規模であります。過去に土地改良事業の公共投資が行われていた農地でありますので、第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4条申請2番は、熊野地区において農業用施設を建築する計画であります。今回、長年、営農組合で使用してきた農機具格納庫がサビによる腐食で倒壊の恐れがあるため早急に建て替えが必要となったものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております農用区域内農地で、許可の基準は「農業用施設」を適用しております。

続きまして、議案書7ページをご覧ください。

4条申請3番は、針原地区において、農家住宅を建築する計画であります。実家の農業を継ぐこと、相互扶助のため隣接地において新たに住宅を建築するものです。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設及び医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4条申請4番は大山地域大庄地区において、倉庫・車両置場で施工済みであります。申請者は造園業を営んでおり、車両置場が不足していることから、拡張のため調査したところ、地目が田であることが判明し、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4条申請5番は、婦中地域古里地区において、農家住宅の敷地拡張で施工済みであります。住宅敷地として使用している土地の一部が農地であることが判明し、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして議案書8ページ目をご覧ください。

4条申請6番は、婦中地域古里地区において、農家住宅の敷地拡張で施工済みであります。住宅敷地として使用している土地の一部が農地であることが判明し、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして議案書9ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請の1番は富山地域太田地区において、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5条申請の2番は針原地区において、資材置場・駐車場を拡張する計画であります。申請者は主に土木建設事業を展開しており、業績が順調に拡大しており、確保している資材置場では手狭となったため、今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

5条申請3番は、八幡地区において、一般住宅を建築する計画であります。今後、実家との相互扶助を考慮し、また、実家の農業の

維持を行うため実家の隣接地を選定されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして議案書10ページをご覧ください。

5条申請4番は、八幡地区において、分家住宅を建築する計画であります。今後、実家との相互扶助のため、可能な限り実家に近い申請地を選定されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請5番は、大沢野北部地区において、分譲宅地を整備する計画であります。申請地は都市計画区域の用途区域内にあり更地での分譲が可能となります。教育施設、医療機関、スーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請6番は、大沢野北部地区において、店舗、共同住宅、一般住宅を整備する計画であります。申請地は都市計画区域の用途区域内にあり、教育施設、医療施設、スーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地で、あることから選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

議案書11ページをご覧ください。

5条申請7番は、大沢野北部地区において、一般住宅を建築する計画であります。こちらについては国土交通省が施工する「一般国道41号大沢野富山南道路」工事による土地の収用により、建物の移転の必要が生じ同集落内で選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請8番は、大沢野北部地区において、農家住宅を建築する計画であります。こちらについても国土交通省が施工する「一般国道41号大沢野富山南道路」工事による土地の収用により、建物の移転の必要が生じ同集落内で選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請9番は、八尾地域杉原西部地区において、一般住宅を建

築する計画であります。金融機関やスーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であるため、申請地を選定されたものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります

議案書12ページをご覧ください。

5条申請10番は、八尾地域杉原西部地区において、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家に可能な限り近い申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請11番は、八尾地域保内東地区において、店舗を建築する計画であります。申請者は美容室を営んでおりますが、既存地が賃貸契約終了となるため、地元の顧客が来店しやすい既存地から可能な限り近い申請地を選定したものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請12番は、八尾地域保内西地区において、貸駐車場を整備する計画であります。申請者は株式会社タイセツの代表取締役会長であり、事業規模拡大に伴い、従業員の駐車場が不足していることから会社の隣接地に駐車場を整備し、会社に賃貸する計画をされたものです。申請地の一部に土盛りがされているため始末書の添付がございませう。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

議案書13ページをご覧ください。

5条申請13番は、八尾地域保内東地区において、貸駐車場を整備する計画であります。申請者は、居宅介護支援事業を営んでおり、駐車場が不足していることから事業敷地に接する申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請14番は、婦中地域宮川地区において、農家分家住宅を建築する計画であります。今後、実家の家業である農業を手伝うこと、また実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請15番は、婦中地域古里地区において、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種

農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

議案書 16 ページをご覧ください。

5 条申請 16 番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画であります。申請者の家族の勤務地を考慮し申請地を選定されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5 条申請 17 番は、婦中地域神保地区において、資材置場を整備する計画であります。業務の拡大により、資材置場が不足となり、隣接する既存敷地と一体利用で事業効率の向上を図るものであります。申請地は、10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となり、許可基準は、「既存敷地拡張」を適用しております。

5 条申請 18 番は山田地域において、農家住宅及び農作業施設を建築する計画であります。申請者は山田地区で養蜂業を営んでおり、現在の住居の老朽化が相当進んでおり、加工品等の食品衛生上の安全の確保が厳しいことから、既存地周辺の、養蜂に適した申請地を選定されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。
14番については、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 14番についてですが、7月27日に高田推進委員と現地確認したところ、雨水排水の経路は、農業用排水路の機能に支障がないことから、周辺農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れ、問題となることは無いとの確認をしております。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 2 2 号農地法第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第 2 3 号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 3 号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。議案書 1 5 ページをご覧ください。

1 番は議案書 1 0 ページ 5 条申請 6 番でご説明した案件でございます。当初計画者が事業を遂行できなくなり、承継者が一般住宅、店舗、共同住宅を建築するため事業計画の変更を申請されたものです。

2 番は議案書 1 3 ページ 5 条申請 1 3 番でご説明した案件でございます。当初計画者が事業を遂行できなくなり、承継者が貸駐車場を整備するため、事業計画の変更を申請されたものです。

3 番は、議案書 1 4 ページ 5 条申請 1 7 番でご説明した案件でございます。当初計画者が事業を遂行できなくなり、承継者が資材置場を整備するため、事業計画の変更を申請されたものです。

以上です。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

A 委 員 過去に許可を出した案件に対する進捗状況のチェックが必要だと思うのだがどう考えているのか。

事 務 局 2 0 1 9 年 1 月から転用の許可が県から市に移行しました。市に移行してからは進捗状況の報告書の提出を求め、追跡調査を行っております。県の許可については県農業経営課にて確認を行っているとは思いますが、確認します。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 2 3 号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きます、議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、16ページから19ページです。

所有権移転は1件で、移転面積は1,516,00㎡です。

利用権設定は、今回は8件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が6件、10年が2件です。設定面積は、42,671㎡です。

すべて相対による利用権設定です

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 所有権移転の案件の現地確認について、報告をお願いします。

1番について、地区担当委員であります五十嵐委員から報告をお願いいたします。

(委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きます、議案第25号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第25号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につ

いてご説明いたします。議案書のページは20ページです。件数は、1件です。

被相続人の長男が相続するもので、相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者としての被相続人、相続人、特例農地の要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

1番について、地区担当委員であります北森委員より報告をお願い致します。

(委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

特にご意見、ご質問等がないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第25号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項第20号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第21号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について

報告事項第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第23号 農地法第4条第1項の規定による受理の取消しについて

報告事項第24号 特定農地貸付け承認の取消しについて

報告事項第25号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第20号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。

議案書は21ページから26ページです。

今回の受理件数は22件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、10番の筆でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員に依頼済みであります。

報告事項第21号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは27ページから48ページまでです。

今回の受理件数は、4条が13件、5条が30件、合わせて43件、面積は合わせて83,716.40㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

37ページ17番については、令和2年4月に、4条で「住宅敷地」と届出されましたが、一身上の都合により当初の住宅建築計画を実行できなくなったため、5条に変更されたものです。前回の受理の取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、32ページ5条の3番、33ページ5条の6番、38ページ5条の21番及び47、48ページ5条の29番です。

報告事項第22号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、49ページから52ページです。

解約件数は7件で、解約面積は38,694.61㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第23号農地法第4条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。

議案書のページは53ページです。

報告第21号37ページの17番で説明したとおり、一身上の都合により当初の住宅建築計画を実行できなくなったため取り消すものです。

報告事項第24号特定農地貸付け承認の取消しについてご報告いたします。

議案書のページは54ページです。

平成12年6月9日付けで承認をとった特定農地貸付けについて、令和3年4月1日付けで高齢者農園を廃止しているため承認を取消すものです。

報告事項第25号農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについてご報告いたします。

議案書のページは55ページです。

5条の1番については、平成11年12月1日付で、農家分家住宅の目的で転用許可しましたが、資金面の都合から計画が中止となったため取消しされたものです。こちらの地区につきましては、市街化区域となり、宅地分譲地として新たに届け出が提出されております。

以上でございます。

会長 　　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　　特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。